

# 暴風雪による被害防止について

## 雪の被害を少なくしよう

冬本番を迎え、暴風雪対策に取り組む時期となりました。いつ発生するかわからない災害に備え、日頃から準備を進めましょう。暴風雪対策のポイントをまとめましたので、参考にしてください。

### 家の中で安全に過ごすために

- 気象情報に注意して、事前に暴風雪警報等が予想される場合は早めに用事を済ませ、極力外出を控える。
- 日頃から停電に備え、懐中電灯、ポータブルストーブ、非常食のほか、下記チェック表の備蓄品などを準備する。
- FF式暖房機などは、排気口付近が雪でふさがれると一酸化炭素中毒を起こす恐れがあるため、積雪に注意する。

### 除雪するときに気をつけること

#### 【屋根の雪下ろしをするとき】

- 複数人で作業する。やむを得ず1人で行う際は、家族や近所の人に声をかける。
- 滑り止めや命綱を付けて安全を確保し、屋根の下や周囲に通行人や子どもが居ないか確認してから除雪する。
- 万が一転落した際に衝撃を和らげるため、屋根の周りに雪を残して雪下ろしをする。
- 晴れた日は雪が溶け一緒に滑り落ちる恐れがあるため、特に足元や雪に注意する。

#### 【除雪機を使用するときは】

- 機械に巻き込まれない服装を心掛け、周囲の通行人や子ども、建物等に注意する。
- 機械トラブルが発生したときは、必ず停止する。

#### 【その他の注意事項】

- 屋根の下を通るときは、「落雪」「つらら」に注意する。



### 車で外出するときに気をつけること

- 車の燃料の残量と、下記チェック表の装備や備蓄品を確認する。
- 携帯電話を忘れずに持ち歩く。
- 運転時に危険を感じたときは、道の駅やコンビニなどで天気のリcoveryを待つ。
- 吹きだまりなどで車が立ち往生したときは、JAFなどのロードサービスや消防、警察に救助を依頼する。また、ハザードランプの点灯や停止表示板を置くなど、車が目立つようにする。
- 車が雪に埋まったときは、マフラーが雪に埋まると車内に排気ガスが逆流し、一酸化炭素中毒を起こす危険があるため、エンジンを切る。防寒などでやむを得ずエンジンをかける場合は、後続車等に注意しながら定期的にマフラー付近を除雪し、換気する。

北海道のホームページにも暴風雪、除雪についての情報が掲載されていますので、そちらも参考にしてください。

暴風雪などによる被害防止について <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/boufusetu.htm>

除雪などによる被害防止について <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/yukihigai.htm>

## 車内、家備蓄品チェック表

冬道運転、立ち往生に備えて、物品一覧にチェックを付けましょう。

### 車内装備一覧

- スコップ
- けん引ロープ
- 長靴
- 防寒具（毛布、上着、手袋等）

### 常時携行品一覧（車内、家備蓄品）

- 携帯電話（十分な充電を確認）（車、家）
- 携帯電話充電器（乾電池・充電電池タイプ）（車、家）
- 携帯ラジオ（車、家）
- 連絡先を記載するメモ帳（車、家）
- 使い捨てカイロ（車、家）
- 非常食、水（車、家）
- 懐中電灯（家）
- ポータブルストーブ（家）
- 灯油（家）

少しの準備が  
非常時に大きな効果を  
生み出します。

問合せ／防災交通担当（内線2116・2117）

# 所得税・町道民税 申告について

申告期間

2月16日(木)から3月15日(水)まで

申告書はご自分で作成の上、提出してください。郵送でも可能です。

期日が迫ると申告会場は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続きなどには、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

## 確定申告が必要な方

- 事業所得や不動産所得などがある方
- 給与所得者で年末調整が済んでいない方
- 2カ所以上から給与を受けている方
- 会社からの給与以外に年金や不動産などの所得がある方
- 住宅控除や医療費控除を受けたい方 など

## 申告に必要なもの

- 印鑑
- 還付金が発生する場合は口座番号のわかるもの
- 給与・年金収入の方は「源泉徴収票」原本（コピー不可）
- 個人事業主の方は収入と経費を証明するもの
- 国民年金、国保税等は「控除証明書」または「領収書」
- 生命保険料、地震保険料等は「控除証明書」
- 申告者のマイナンバーカードまたは通知カードと身分証明書
- ※代理人が申告する場合は、委任状と代理人の身分証明書も必要です。

## 役場での申告相談について

- 申告期間中に限り会場で申告書作成のご相談を受付けます。
- 役場での受付は、給与所得、年金所得、簡易な事業所得（営業等）、不動産所得になります。営業、事業をされている方は、税務署または税理士へご相談ください。  
なお、支所での申告相談は、給与所得、年金所得のみとなります。
- 医療費控除を申告する方は、事前に平成28年中に支払った領収書を受診者ごと、かつ、病院と薬局ごとにそれぞれまとめて集計してお持ちください。整理、集計をしていない場合は、会場で行っていただきます。
- 簡易な事業所得、不動産所得の申告をする場合は、ご自身で収支内訳書を作成の上、お持ちください。ご自身で作成できない方は、税務署または税理士にご相談ください。
- 申告内容によっては役場で判断が難しくご相談をお受けできないものもありますので、あらかじめご了承ください。
- マイナンバーカード、通知カード、身分証明書などは次のとおり申告書に添付します。申告会場は混雑する場合がありますので、あらかじめ写しをご用意ください。

本人が申告書を提出する場合 (マイナンバーカードをお持ちの方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーカード</li> <li>※ マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。</li> </ul>
本人が申告書を提出する場合 (マイナンバーカードをお持ちでない方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る）などのうちいずれかひとつ</li> <li>・ 身分証明書</li> </ul>
代理人が申告書を提出する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告者のマイナンバーカードまたは通知カード</li> <li>・ 委任状 ※役場または支所に備え付けてあります。</li> <li>・ 代理人の身分証明書</li> </ul>

## 町道民税申告について

平成28年中に収入が無かった方や、所得証明書等の発行が必要な方は、町道民税の申告が必要です。

また、申告が無いと所得等の確認ができないことから、公営住宅の入居、各種福祉サービス、児童扶養手当、

授業料免除等の判定や、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減措置が受けられないこととなります。

## 申告相談日程・会場

- 期間 2月16日(木)から3月15日(水)まで ※土曜、日曜を除く
- 時間 午前9時から午後5時まで ※最終日のみ支所は午後3時まで

会場	相談対象
根室税務署 根室市弥生町1丁目18番地 (根室地方合同庁舎)	営業、事業、譲渡、相続、贈与 山林所得者申告者等 全ての申告 消費税申告者
別海町役場1階 103会議室	一般確定申告(給与・年金所得者、還 付申告者、簡易な事業所得者等) およ び町道民税申告
西春別支所、尾岱沼支所	給与・年金所得の確定申告(A表のみ) および町道民税申告

## 問合せ

- 根室税務署 TEL 0153-23-3261
- 別海町役場税務課課税担当  
TEL 75-2111 (内線1111・1112)
- 西春別支所 TEL 77-2131
- 尾岱沼支所 TEL 86-2166
- 国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/>

## 償却資産(固定資産税) の申告について

### 1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地や家屋以外の事業用に供することができる資産です。

### 2 申告していただく方

平成29年1月1日現在において町内に償却資産を所有または賃貸している個人または法人です。  
なお、町外に移転、事業の廃止、該当資産がない場合も、申告書にその旨を記載し申告してください。

### 3 申告期限

2月1日(水)

### 4 提出書類

1月上旬に申告関係書類を送付します。お手元に届かない場合または初めて申告される方はお問合せください。

### 5 マイナンバー記載のお願いについて

平成28年から償却資産申告書の様式にマイナンバー(個人番号、法人番号)記載欄が新設されました。マイナンバーを記載してください。

### 6 注意事項

- (1)時速35km以上で走ることができないトラックは、固定資産税ではなく軽自動車税の課税対象です。詳しくは、1月に申告予定者へ送付される「申告の手引き」をご覧ください。
- (2)申告書の提出先は、役場税務課または各支所です。

問合せ/課税担当(内線1114)

## 町税徴収強化について

町税一斉催告に対して納税や相談のない方については、適宜滞納処分を執行しています。

また、「納税相談がない」、「誓約が守られていない」場合についても、税負担の公平性の確保のため、預貯金、給与、自動車などの調査や差押えを引き続き執行していきます。

なお、年度末に向けてこれらの取り組みは一層強化されますので、ご承知ください。

### 本年度の債権調査・差押件数

- 債権の調査 1,312件
- 債権の差押 88件  
(平成28年11月末時点)

**納期限を過ぎた  
時点で滞納税と  
なります**

問合せ/収納対策担当(内線1115・1116) FAX 75-2773